

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">認定合意書</p> <p>第 16 条 乙は、<u>自らが行った格付（小分け業者にあつては格付の表示。以下本条において同じ）に関する記録を、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める期間保存すること。</u></p> <p><u>（1）当該格付に係る農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資が出荷されてから消費されるまでに通常要すると見込まれる期間）が 1 年以上である場合は、当該農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資の出荷の日から 3 年間）</u></p> <p><u>（2）当該格付に係る農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間が 1 年未満である場合は、当該農林物資の格付の日から 1 年間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資の出荷の日から 1 年間）</u></p> <p>第 17 条 乙は、毎年 6 月末までに、その前年度の格付実績（<u>小分け業者にあつては格付表示実績、有機農産物の生産行程管理者にあつては格付実績及び認定に係るほ場の面積</u>）を</p>	<p style="text-align: center;">認定合意書</p> <p>第 16 条 乙は、<u>生産行程管理記録又は小分け管理記録及び格付検査の記録、不適合品処分記録、有機 JAS マークの管理記録を作成し、根拠書類とともに格付（小分け業者にあつては格付表示）した認定対象農林物資の出荷の日から 1 年以上保持しておくこと。</u></p> <p>第 17 条 乙は、毎年 6 月末までに、その前年度の格付実績を甲に報告すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>甲に報告すること。</p> <p>第 19 条 乙は、認定証の写し及び認定継続確認書を取引先等に提供する場合は、複製である旨を明記し、付属する書類すべてを複製すること（ただし、認定継続確認書を提供する場合は、添付文書「年次調査の判定結果通知の別添文書」は含めなくてもよいこととする）。</p> <p>第 22 条 甲は、甲が乙を認定したとき若しくは認定事項の変更を確認したときは、乙の氏名又は名称及び住所、認定に係る農林物資の種類、認定に係る<u>工場及びほ場等</u>の名称及び所在地、<u>認定番号</u>並びに認定の年月日を公表すること。また第 20 条の規定による請求をしたとき又は認定を取り消したときは、前述の公表事項の他、当該請求又は取り消しの年月日及び当該請求又は取り消しを行った理由並びに格付に関する業務を廃止したときは、当該廃止の年月日を公表すること。</p> <p>第 24 条 乙が、格付業務を自主廃業した場合、または、甲が乙の認定を取消した場合若しくは甲が格付業務の停止及び製品の出荷停止を求めた場合は、乙は認定証（認定証の認定事項一覧を含む。）及び直近の認定継続確認書を甲に返還すると共に有機 JAS マークの使用を中止すること。</p>	<p>甲に報告すること。</p> <p>第 19 条 乙は、認定証の写し及び認定継続確認書を取引先等に提供する場合は、複製である旨を明記し、付属する書類すべてを複製すること（ただし、認定継続確認書を提供する場合は、添付文書<u>2</u>）「年次調査の判定結果通知の別添文書」は含めなくてもよいこととする）。</p> <p>第 22 条 甲は、甲が乙を認定した<u>時</u>若しくは認定事項の変更を確認した<u>時</u>は、乙の氏名又は名称及び住所、認定に係る農林物資の種類、認定に係る<u>ほ場など</u>の名称及び所在地並びに認定の年月日を公表すること。また第 20 条の規定による請求をしたとき又は認定を取り消したときは、当該請求又は取り消しの年月日及び当該請求又は取り消しを行った理由並びに格付に関する業務を廃止したときは、当該廃止の年月日を公表すること。</p> <p>第 24 条 乙が、格付業務を自主廃業した場合、または、甲が乙の認定を取消した場合若しくは甲が格付業務の停止及び製品の出荷停止を求めた場合は、乙は認定証（認定証の認定事項一覧を含む。）及び直近の認定継続確認書を甲に返還すると共に有機 JAS マークの使用を中止すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>また、乙は自主廃業後<u>若しくは</u>甲に認定を取り消された日以降、<u>若しくは</u>甲に格付業務の停止及び製品の出荷停止を求められた日以降、有機 JAS マークの使用及び認定を受けている旨の広告又は表示を中止すること。</p> <p>第 29 条 乙は、甲の判定結果に対してクレームのある場合は、「クレーム処理規程」に基づき、判定結果を受け取ってから 1 4 日以内に書面にて、甲に申し出るものとする。</p> <p>2 甲は乙からクレームを書面で受け付けた<u>ときは</u>、「クレーム処理規程」に基づき適正に処理すること。</p> <p>改訂理由) JAS法律施行規則の改正に伴う変更及び書き振りなどの修正。</p>	<p>また、乙は自主廃業後<u>もしくは</u>甲に認定を取り消された日以降、<u>もしくは</u>甲に格付業務の停止及び製品の出荷停止を求められた日以降、有機 JAS マークの使用及び認定を受けている旨の広告又は表示を中止すること。</p> <p>第 29 条 乙は、甲の判定結果に対してクレームのある場合は、「クレーム処理規程」に基づき、判定結果を受け取ってから 1 4 日以内に書面にて、甲に申し出るものとする。</p> <p>2 甲は乙からクレームを書面で受け付けた<u>時は</u>、「クレーム処理規程」に基づき適正に処理すること。</p>